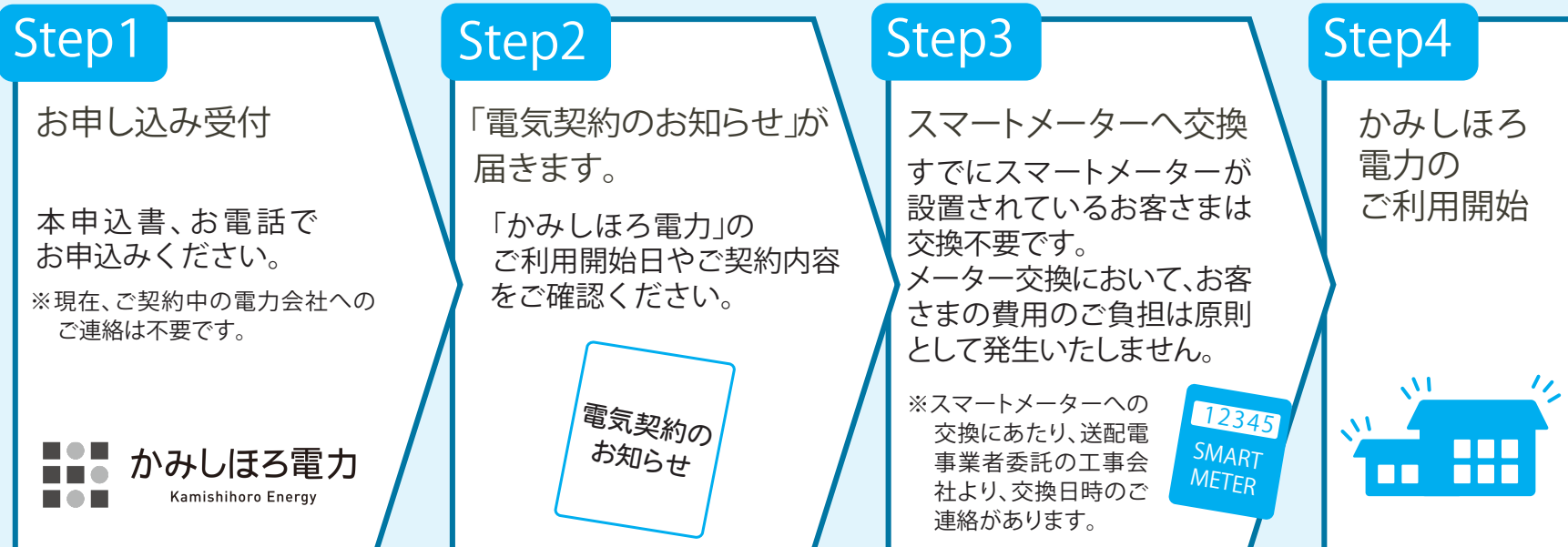


かみしほろ電力ご契約お申込書(低圧)

本申込書にて、かみしほろ電力をご契約いただくにあたり、必要となる情報をご案内いたします。
かみしほろ電力のご契約お申込書(低圧)のお客さま控えは重要事項説明書とともにご確認の上、大切に保管してください。

お申し込みからご利用開始までの流れ

現在、ご契約中の電力会社から「かみしほろ電力」へ切り替える場合



お引越し(転入)により「かみしほろ電力」を使用する場合

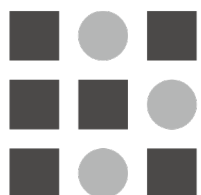
- お申込書はご契約開始日より1週間以内にご返送願います。
※ご使用開始からしばらく経った後に、お申込書をご返送いただいた場合、複数月分まとめてのご請求となったり、ご請求書がお客さまのお手元に届いた時点で、支払期限日を過ぎてしまう場合がございます。
- お客さまのご希望の日をご契約開始日といたします。
※なお、かみしほろ電力のお申し込み前からすでに電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日をご契約開始日といたします。
※他の小売電気事業者とご契約済みだった場合、かみしほろの電気へ切り替える手続きに変更させていただく場合がございます。
- スマートメーターが設置されていない場合は、電気の供給開始後にスマートメーターへ交換いたします。

電気料金のお支払いについて

- お支払い方法は、口座振替またはクレジットカード決済となります。
- ※帯広信用金庫上士幌支店、十勝信用組合上士幌支店、JAバンク上士幌町本所、JA上士幌町組合員勘定での口座振替といたします。
 - ※事務手続きの都合上、当社指定の口座へのお振込みでお支払いいただくことがあります。

電気料金およびご使用量のお知らせについて

- かみしほろ電力に検針票はございませんが、インターネット上でご提供しているご使用量・料金照会サービスにてご請求額等をご確認いただくことができます。
- 上記サービスにご登録いただくと、ご請求額等が確定次第、メールでお知らせを受け取ることができます。
- 上記サービスは別途会員登録が必要となりますので、ご登録につきましては、後日お届けする「電気契約のお知らせ」にてご確認のうえ、ご登録をお願い申し上げます。なお、ご登録、ご利用に料金はかかりません。



かみしほろ電力

Kamishihoro Energy

〈かみしほろ電力に関するお問い合わせについて〉

電話 01564-7-7777 受付時間: 9:00~17:00
※通話料金はお客さまのご負担となります。

かみしほろ電力をご契約するにあたって ご了承ください事項 (重要事項説明書)

- ・本書面は、かみしほろ電力をご契約いただく際に注意が必要な重要事項についてご説明するものです。
- ・下記の内容をご確認いただき、十分にご理解したうえで、お申し込みください。
- ・契約のより詳しい内容につきましては、かみしほろ電力ホームページ等にて約款・規程をご確認ください。

1. 小売電気事業者および契約媒介業者等について

- ・電気の販売は小売電気事業者（登録番号 A0539）である株式会社 karch（以下「当社」といいます。）が行いますが、契約の媒介業務については委託先の事業者（契約媒介業者等）が行う場合があります。申込書下部の事業者名にてご確認ください。

2. ご契約のお申し込み方法

- ・お電話・お申込書提出によりお申し込みいただけます。

3. 電気の切替予定日

- 原則として以下の通りとなります。具体的な日付については、別途郵送する「電気契約のお知らせ」にてご案内します。

- ①他の小売電気事業者からの切替による契約：別途ご指定がある場合を除き、お申し込みを受け当社が切替手続きを開始してから、およそ1か月後の当社指定の日に切り替えます。
- ②転居等による新規契約：入居時などのご希望日から供給します。
※供給開始手続きの状況により、初回の電気料金のご請求が遅れることや複数月分まとめてのご請求となることがあります。

4. 電気料金について

- ・電気料金は別表の料金表に基づいて計算します。

5. 契約電流（契約アンペア）・契約容量・契約電力について

- ・契約電流（契約アンペア）、契約容量、契約電力についてはお客さまのお申し出により決定します。従前の内容から変更する場合は工事等が必要になる場合がございます。

6. 使用量の検針と料金計算について

- ・一般送配電事業者から月1回検針データを受領し、その検針データに基づいて1か月の料金を計算します。当社で検針を行わないため、検針時に電気の検針票は投函しません。
- ・前月検針日から当月検針日の前日までの期間を1か月として計算します。
- ・解約の場合も、解約後に一般送配電事業者から受領する検針データに基づき、料金を計算します。その場合において前回検針日から解約日の前日までの算定期間とし、基本料金は日割計算をいたします。使用量については解約日までのご使用量で計算します。
- ・転居等で、新たに当社が電気の供給を開始した場合（一般送配電事業者が定める毎月の検針日に合わせて、他の小売電気事業者から当社へ契約を変更する申し込みの場合は除きます。）、その開始日から次の検針日の前日までの期間については、日割計算をいたします。
- ・ご契約後の初回検針分については基本料金を申し受けません。ただし、他社からの切替による契約の場合で、お客さまが電気の切替予定日を一般送配電事業者が行う月1回の検針日と同日にすることを希望した場合は除きます。

7. 電気料金のお支払方法

- ・原則として、口座振替またはクレジットカード決済でお支払いいただけます。口座登録が完了するまでの間については払込請求書でお支払いいただく場合があります。

8. 延滞利息について

- ・電気料金のお支払いが支払期限日までに Rowe なかった場合、支払期限日の翌日からお支払いいただいた日までの日数に対して、1日あたり0.0274%で計算した延滞利息をご請求させていただきます。ただし、以下の場合には延滞利息を申し受けません。
 - ①料金を口座振替により支払われる場合に、当社の都合で支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としした場合。
 - ②支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合。

9. 工事負担金について

- ・お客さまが新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客様の希望によって供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づいて当社が工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金をお支払いいただきます。

10. 供給電圧と周波数

- ・供給電圧は100ボルトまたは200ボルト、周波数は50ヘルツとなります。（一般送配電事業者と同じ供給電圧・周波数となります。）

11. 契約申込みの承諾について

- ・当社は以下の場合、契約のお申込みを承諾しないことがあります。
 - ①最低利用期間経過前に解約することが明らかな場合。
 - ②最低利用期間経過前に解約し、解約から1年経過せずに再度申込みを行った場合。（転居による場合は除く。）
 - ③当社へお客さまが支払うべき料金を、支払期限日を過ぎてもお支払いいただいていない、または支払期限日を過ぎてからお支払いいただいた場合。（転居による場合は除く）
 - ④口座振替またはクレジット決済の方法により料金をお支払いいただくことに同意いただけない場合。
 - ⑤お客さまが過去に当社との契約に違反していた場合。
 - ⑥法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。

12. 最低利用期間について

- ・最低利用期間は、料金適用開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までとします。

13. お客さまが契約変更を希望する場合

- ・契約内容の変更は、変更の手続きが整った日以降の検針日から適用となります。

14. 転居等により契約の解約を行う場合

- ・転居等により契約を解約する場合は、電気使用終了日をあらかじめ当社までお申し出ください。

15. 小売電気事業者の切替による解約を行う場合

- ・お客さまが切り替えを希望する小売電気事業者へ契約の申し込みを行ってください。当社はその小売電気事業者から連絡（一般送配電事業者が連絡を取り次ぐ場合も含みます。）を受けてお客さまとの契約を解約します。

16. 契約の解約による違約金

- ・解約による違約金は原則として発生しません。ただし、お客さまが電気設備を新しく設置または変更していた場合に、その電気設備の撤去または変更を伴う解約を行うときで、設備を新しく設置した日または変更した日から1年を経過していなければ違約金や工事負担金を請求する場合があります。

17. 当社が約款の変更を行う場合について

- ・一般送配電事業者における託送供給等約款が変更になった場合や、法令等の改正があった場合、また当社の電気料金の改定を行う場合などに、当社の約款を変更することがあります。その場合、お客さまとの契約は変更後の約款によります。
- ・約款を変更する場合は、変更実施日の1か月前までにホームページでご案内いたします。変更の内容に承諾できない場合、変更実施日の15日前までにお申し出いただくことで解約することができます。解約の申し出がなかった場合には、変更内容を承諾したものとします。

18. 当社が契約を終了させる場合について

- ・お客さまに一般送配電事業者により電気の供給を停止される事由がある場合、当社は将来に向かって契約の解除を行う場合があります。
- ・当社は以下の場合、将来に向かって契約の解除を行う場合があります。解除を行う場合には、解除する日の15日前までに予告します。
 - ①支払義務発生日の発生日の翌日から起算して50日（支払義務発生日の翌日から起算して50日目当社営業日以外の場合は、その直後の営業日）を経過しても料金又は延滞利息の支払いがない場合
 - ②電力供給開始後3か月経過しても口座振替又はクレジットカードによる支払方法となっていない場合。
 - ③お客さまが当社の約款に違反した場合。
- ・また、お客さまが当社へ解約のお申し出なく転居された等、明らかに電気の使用をされていないと当社が判断した場合は、当社は解約の申入れがあったものとみなし、契約を終了させる場合があります。

19. 電気のご使用の制限について

- ・電気の料金メニューには使用用途が定められています。電灯用メニューを契約している場合は電灯用として電気をご使用ください。また動力用メニューを契約している場合は動力用として電気をご使用ください。

20. 供給設備の施設等に関する事項

- ・当社または一般送配電事業者が、供給設備の工事等に用地の確保が必要となった場合は協力していただきます。

21. 給電指令の実施または制限・中止に関する事項

- ・当社または一般送配電事業者の供給設備の故障・点検・修繕・変更・その他工事上やむを得ない場合、または需給上・保安上必要がある場合等に、電気の使用制限・中止を協力していただきます。

22. 需要場所への立入りに関する事項

・当社または一般送配電事業者および一般送配電事業者が委託した登録調査機関（以下、「登録調査機関」といいます。）が必要とする場合に、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地・建物へ立ち入る場合があります。（設備の改修や検査、保安上の措置、計量値の確認、供給開始・廃止、法令による調査等）

23. 電力品質維持に関する協力

・お客さまの電気の使用が、負荷の特性等により他者の電気の使用を妨害している、または妨害する恐れがある場合に、必要な調整装置等の施設に協力していただきます。

24. 調査に対するお客さまの協力

・一般送配電事業者および登録調査機関は法令によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査することがあります。調査等の際に、電気工作物の配線図が必要な場合はお客さまに提示していただきます。
・また、お客さまが電気工作物の変更工事を行った場合は、当社または一般送配電事業者もしくは登録調査機関へ連絡していただきます。

25. 保安に対するお客さまの協力

・お客さまの電気工作物に異常や故障等が生じた・生じるおそれがある場合等には、その旨を当社および一般送配電事業者へ連絡していただきます。

26. 小売電気事業者切替時の注意点

・お客さまが現在の電気契約を解約することで、不利益を被ることがあります。現在契約している事業者に以下のような不利益事項がないかどうかご確認ください。
・解約違約金、解約後の再契約不可、継続利用期間の初期化、過去電力量の照会不可等。

【お問い合わせ先】

契約の確認・変更・解約、その他お問い合わせ等につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

かみしほろ電力お問い合わせ窓口

株式会社 karch 電話：01564-7-7777（9 時～17 時）

株式会社 karch ホームページ

<https://karch.jp>

(2025.06)

別表

以下に記載する全ての料金メニューは、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額が使用量に応じて加算（減算）されます。

なお、使用量が認められない場合も、1 か月分の基本料金を申し受けます。

従量電灯 B 料金

アンペア区分	基本料金（税込） （1 か月あたり）	使用量区分	料金単価（税込） （1 kWh あたり）
10A	418.00 円	最初の 120kWh まで	33.90 円
15A	627.00 円	120kWh を超え 280kWh まで	39.88 円
20A	836.00 円	280kWh を超える分	43.41 円
30A	1,254.00 円		
40A	1,672.00 円		
50A	2,090.00 円		
60A	2,508.00 円		

従量電灯 C 料金

基本料金（税込） （1 か月あたり）		使用量区分	料金単価（税込） （1kWh あたり）
1kVA につき	418.00 円	最初の 120kWh まで	33.90 円
		120kWh を超え 280kWh まで	39.88 円
		280kWh を超える分	43.41 円

低圧電力料金

基本料金（税込） （1 か月あたり）		使用量区分	料金単価（税込） （1kWh あたり）
1kW につき	1,413.06 円	1kWh につき	27.50 円

かみしほろ電力(低圧)のご契約お申込書 記載例

申込書記入日	20〇〇年●月×日																		
「ご契約者(ご使用者)さま	ご使用者氏名	フリガナ カミシホロ デンタ 上士幌 電太	電話番号	01564-1-2345															
	ご使用場所住所	〒080-0000 河東郡上士幌町字上士幌東〇線〇〇番地 かみしほろマンション××号室																	
	郵送物の お届け先 住所・氏名	☒ 同上 ☐ 下記を指定 〒 氏名 電話番号																	
	※お引越し(転入)により電気の使用を開始される場合は不要です。																		
現在の ご契約中の 電力会社	☒ 北海道電力 ☐ その他 (電力会社名:)				現在の 電力会社との ご契約名義	☒ ご使用者氏名と同一 ☐ 下記のとおり フリガナ 様													
「ご契約情報	供給地点 特定番号	0	1	1	1	※ご使用場所の供給地点特定番号				5	6	6	7	7	8	8	9	9	0
	お客様番号	0123456789 ※現在ご契約中の電力会社の番号																	
	料金 メニュー	契約 電流・容量・ 電力	☒ 従量電灯B 10 / 20 / 30 / 40 / 50 / 60 A(アンペア)																
			☐ 従量電灯C kVA(キロボルトアンペア)																
			☐ 低圧電力 kW(キロワット)																
	ご契約開始日	電力会社の 切替の場合	☐ 可能な限り早く切替を希望する												かみしほろ電力のご契約開始日の日付は、 後日お届けする「電気契約のお知らせ」に てご確認願います。				
		お引越し(転入) の場合	☒ 電気の検針日に合わせて切替を希望する ☐ 年 月 日から使用開始																
お申込者	☒ 本人 ☐ 家族(続柄:) ☐ その他()																		
お支払い方法	☐ 口座振替 ⇒ 帯広信用金庫上士幌支店 / 十勝信用組合上士幌支店 JAバンク上士幌 / 組勘[事業用] / 組勘[家庭用] ☒ クレジットカード (energy@karch.jp からのメールの受信設定をお願いいたします)																		
ご利用明細の 確認方法	☒ ご使用量・料金照会サービスへ会員登録する メールアドレス: aaaaa@abc.jp ☐ 「ご利用料のお知らせ」の郵送を希望する																		
ご説明内容に 対する同意	重要事項説明書に記載されているご契約前の確認事項について了承のうえ、申し込みます。 (自署) 上士幌 電太 印																		

契約担当者使用欄

(電力計器番号:)
事業者 :
担当者 :
担当者TEL :
申込種別: SW 再点 受付方法: 申込書 受電 OB

特商法対象

C

A

かみしほろ電力使用欄

C: 主開閉器 / 負荷設備	低: 主開閉器 / 負荷設備
基準検針日 :	日
供給開始予定:	年 月 日
入力者:	
入力日:	年 月 日
SP番号(電灯系統):	- -
SP番号(動力電灯):	- -

2024.01

「かみしほろ電力」ご契約に関する特定商取引法に基づく表示

かみしほろ電力をお申し込みの際は、本所面の各条項および、本所面と合わせてお渡しする「重要事項説明書」を十分にお読みください。

【役務提供事業者】

商号	株式会社 karch
住所	北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線227番1
代表者	千葉 与四郎
代表電話番号	01564-7-7777
電力お問い合わせ窓口	01564-7-7777

【役務提供内容】

(株)karchの「電力需給契約約款(低圧)」に基づき、お客さまの元へ電力を供給いたします。

【提供開始時期・価格】

開始時期は「重要事項説明書」3. 電気の切替予定日をご確認ください。
販売価格は「重要事項説明書」別表をご確認ください。

【提供数量】

一般送配電事業者から月に1度提供される検針データによって、1か月の使用量を確定いたします。

【支払方法・時期】

原則、支払義務の発生日(検針日、契約終了日又は解約日)の翌日から起算して30日以内に、口座振替またはクレジットカード決済によりお支払いいただきます。
(株)karchのまとめ請求サービスをご利用の場合は、その月にまとめて請求する料金のうち、最後に支払義務が発生した料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。

【お申し込みの撤回・契約の解除】

お客さまが訪問販売にて「かみしほろ電力」をお申し込みされた場合、本書面を受領した日から8日を経過する日までに、(株) karch に書面でお申し出いただければ、お申し込みの撤回・契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)を行うことができます。なお、(株)karchクーリング・オフを妨げるために、お客さまに不実のことを告げて、お客さまを誤認させた場合、または(株)karchが威迫したことによりお客さまを困惑させた場合で、お客さまがクーリング・オフを行わなかったときは、別途(株)karchは「クーリング・オフ妨害の解消のための書面」を発行いたします。お客さまが、「クーリング・オフ妨害の解消のための書面」を受領した日から8日を経過する日までに(株)karchに書面でお申し出いただければ、お申し込みの撤回・契約の解除をすることができます。

上記クーリング・オフの効力はお客さまが書面を発信したとき(郵便消印日付など)に生じます。

クーリング・オフを行う場合でも、(株)karchはお客さまに損害賠償金、違約金、お客さまが本契約により得られた利益に相当する金額、既に提供した役務等の料金のご請求を行いません。なお、既にお客さまより電気料金等の料金のお支払いを受けていた場合は(株)karchはそれを返還します。

お申し込み年月日： 年 月 日 担当者名： _____

お客さま情報の取り扱いについて

(株)karchは、電気等の各種のエネルギーをお客さまにご利用いただくにあたり、各種の申込みの受付、保安点検、機器販売、各種工事等の機会に、(株)karchが直接または業務委託先等を通じて、または電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さまの氏名、住所、電話番号等の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を取得いたしますが、これらの個人情報下記に利用させていただきます。

- エネルギー供給およびその普及拡大
- エネルギー供給設備工事
- エネルギー供給設備・消費機器(厨房、給湯、空調等)の点検等の保安活動
- 漏洩・火災自動通報、供給の遠隔遮断等のエネルギー供給事業に関連するサービスの提供
- エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備の販売(リース・レンタル等を含む)、設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
- 上記各種事業に関するサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積、研究開発
- その他上記(1)から(6)に附随する業務の実施

なお、(株)karch は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、情報処理会社、協力会社等に業務の一部を委託(料金の収納業務、供給設備の点検業務、情報処理業務等)することがあります。その際、(株)karchからこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、(株)karchは、業務委託先との間で取扱いに関する契約を結ぶ等、適切な監督を行います。

(株)karchが保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の内容についての開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去などにつきましてはお問い合わせください。

(株)karchのお客さま情報の取り扱い(プライバシーポリシー)につきましては、詳しくはかみしほろ電力ホームページまたは本社に備え置いておりますのでご参照願います。